

「すべての県民が日本一暮らしやすいと
実感できる埼玉」の実現に向けた提案・要望

＜重点政策に関する提案・要望＞

Ⅱ 日本一暮らしやすい埼玉に向けた将来像の 実現に向けた提案・要望

■安心・安全の追究



1 水害・土砂災害防止対策の推進【一部新規】



要望先 : 国土交通省

県担当課: 河川砂防課、河川環境課

◆提案・要望

(1) 自然災害に強い県土の実現に向け、水害や土砂災害から県民の尊い人命を未然に守るとともに、再度災害発生防止を徹底するため、水害・土砂災害防止対策を強力に進めること。

○基幹となる河川の整備（利根川・荒川等の直轄治水事業）

- ・ 首都圏氾濫区域堤防強化対策（利根川、江戸川）
- ・ ダム建設事業（思川開発）、藤原・奈良俣再編ダム再生事業
- ・ 総合治水対策（中川・綾瀬川）
- ・ （仮称）越辺川遊水地・都幾川遊水地の整備
- ・ 荒川第二・三調節池事業（荒川）
- ・ 入間川流域緊急治水対策プロジェクト（大規模災害関連事業）
- ・ 高規格堤防整備、さいたま築堤（荒川）

○流域治水プロジェクトの推進（利根川水系・荒川水系）

(2) 本県が実施する以下の事業推進に必要な財源を確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連する各事業の予算・財源について、関係機関との調整などが必要であり、計画的な事業執行のためにも、その必要額を通常予算とは別途に当初予算において安定的に確保すること。

○中小河川の整備

- ・ 特定洪水対策等推進事業（新方川、中川等）
- ・ 総合治水対策特定河川の整備（中川・綾瀬川流域、新河岸川流域）
- ・ 河川改修の推進（芝川、市野川等）
- ・ 流域治水プロジェクト（利根川水系・荒川水系）
- ・ 入間川流域緊急治水対策プロジェクト
- ・ 浸水対策重点地域緊急事業（忍川）

○土砂災害防止対策

- ・ 砂防事業（秩父市落合地区等）、地すべり対策事業（皆野町金崎地区等）、急傾斜地崩壊対策事業（神川町渡瀬地区等）など

○流域貯留浸透施設の整備

○排水機場等の河川管理施設の強化（耐震化・耐水化）

(3) 本県が抱える諸課題の解決に資する事業予算制度の拡充等を図ること。

- ・ 鋼矢板護岸等、老朽化した河川管理施設の更新に対する個別補助事業制度の拡充

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は利根川、江戸川、荒川といった国が管理する大河川に囲まれており、これらの河川が一度破堤すると甚大な被害が発生することとなる。
- ・ 県が管理する河川の整備率は令和3年度末で62.0%であるものの、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月の台風9号、平成29年10月の台風21号と3年連続で県管理河川やその支川において多くの被害が発生した。
- ・ また、令和元年東日本台風では、県管理河川において、決壊に至った2箇所を含む57箇所です水・越水が発生し、多くの浸水被害が発生しており、未だ多くの地域で頻発・激甚化する豪雨に対応できていない状況にある。
- ・ さらに、本県には土砂災害が発生した場合に住民等への危害を生じさせるおそれのある土砂災害警戒区域が5,225区域あり、令和元年東日本台風では、県内各地で土砂災害が発生した。このような中、本県においても他の都道府県と同様に土砂災害防止施設の整備は低い水準となっている。
- ・ このような状況から本県の水害・土砂災害防止対策を強力に進める必要がある。
- ・ 「流域治水プロジェクト」は、河川、下水道の管理者等が主体となって行う従来の治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策を水系ごとにとりまとめるものである。
国や市町村と連携し「氾濫をできるだけ防ぐための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減・早期復旧・復興のための対策」を総合的かつ多層的に推進することで、流域における浸水被害軽減を図っていく。
- ・ 埼玉県が参画する協議会は「荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会」「利根川上流流域治水協議会」「烏川・神流川流域治水協議会」「江戸川流域治水協議会」「中川・綾瀬川流域治水協議会」がある。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、本県では「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」を軸に、調節池の整備や河道の拡幅などのハード整備を実施するとともに、長寿命化計画に基づく老朽化対策を実施する予定であり、気候変動による降雨の激甚化や切迫する大地震に備えるためには、更なる財政措置が必要不可欠である。

2 大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 道路環境課

◆提案・要望

大規模地震時に落橋等の甚大な被害から人命を守るため、橋りょう耐震補強に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 阪神淡路大震災では多くの橋りょうで、橋脚の損傷や橋桁の落下などが発生し、甚大な被害をもたらすとともに、復旧に多大な費用と長い期間を要した。
- ・ 平成 28 年に発生した熊本地震では、阪神淡路大震災後に耐震補強基準が大きく改正された平成 8 年より古い基準で建設された橋りょうで、落橋や倒壊などにより通行できず、緊急輸送の支障となる事案があった。
- ・ このため、本県では平成 8 年より古い基準で建設された橋りょうのうち、緊急輸送道路・跨線橋・跨道橋などの特に重要道の高い橋りょうの耐震補強を計画的に進めている。
- ・ 東京湾北部地震などの大規模地震の発生が予想される中、早急に震災被害の防止策を講じ県民の安心安全を確保する必要がある。

3 老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進



要望先：国土交通省
 県担当課：県土整備政策課

◆提案・要望

県や市町村が橋りょうを計画的に維持管理するため、点検及び修繕、更新に必要な財源の確保を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 法定点検が一巡し、点検結果に基づいた修繕等の措置を講ずべき橋りょうが明らかになり、その措置を図るための財政的な負担が増している。
- ・ 高度経済成長期に建設された多くの橋りょうの老朽化が進行しており、このまま放置すると一斉に大規模な修繕や架換えの時期を迎え、将来に大きな負担が生じることとなる。

◆参考

○埼玉県内の橋りょう数

| | | | |
|--------|-----------|---------------------|---------------|
| 高速道路 | 756橋 (4%) | 国道(補助)・県道(さいたま市管理含) | 3,013橋 (15%) |
| 国道(直轄) | 544橋 (3%) | 市町村道 | 16,113橋 (78%) |
| 県内合計 | | 20,426橋 | |

出典：埼玉県道路メンテナンス会議資料を一部加筆

○埼玉県管理の橋りょう竣工年次グラフ



○建設後50年以上経過している県管理橋りょうの割合の推移



4 河川管理施設の長寿命化の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 河川環境課

◆提案・要望

河川管理施設の長寿命化対策を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

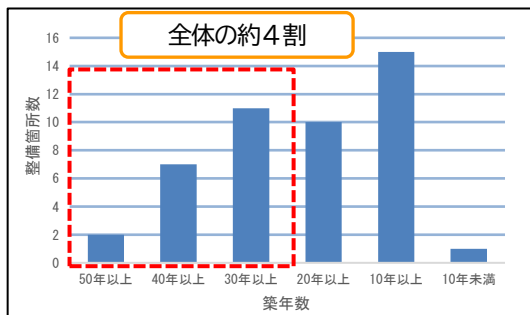
- ・ 高度経済成長期に建設された排水機場や矢板護岸は、その多くが老朽化している。
- ・ 特に、排水機場設備は常に運転できる状態を維持する必要があるため、適切な予防保全が求められる。
- ・ また、昨今の防災インフラとしても管理の効率化に資する機能の高度化が求められている。
- ・ 計画的な更新や修繕に向けて必要な財源を安定的に確保していくためには、中長期的な見通しに立った予算額の明示や地方負担に対する財政措置、補助制度の拡充が必要である。

◆参考

○排水機場の状況

- ・ 排水機場は、46機場のうち20機場（全体の約4割）が整備後30年以上を経過している。

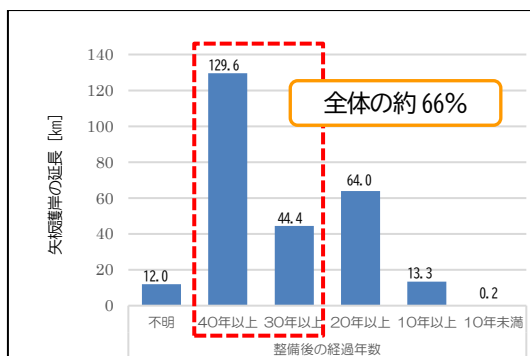
排水機場調査結果（令和4年4月現在）



○矢板護岸の状況

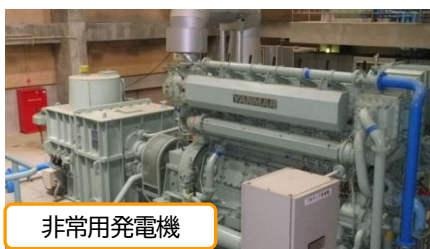
- ・ 総延長約263kmのうち、約174km（約66%）が整備後30年以上を経過（令和4年4月現在）しており、腐食孔の発生や傾倒、護岸裏の道路陥没などの影響が出ている。

矢板護岸調査結果（令和4年4月現在）



○県管理ダムの状況

- ・ ダムは、建設後 30 年前後となり、多くの設備更新の時期を迎えている。



5 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進【一部新規】



要望先：国土交通省
県担当課：下水道事業課

◆提案・要望

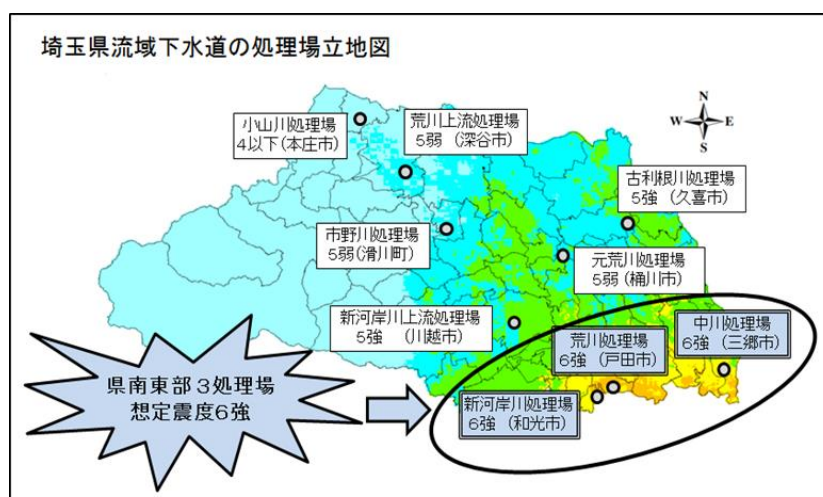
将来にわたり安定して下水道サービスが提供できるよう、下水道施設の耐震化・老朽化対策を推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について必要な財源を確保すること。

特に、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、必要十分な財源措置を講じるとともに、当初予算での財源措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 下水道事業については、財政制度等審議会財政制度分科会において、受益者負担の観点から、国による支援は、未普及解消及び雨水対策へ重点化する方針が示された一方で、本県の課題である事業着手から50年以上が経過している下水道施設の耐震化、老朽化対策が含まれていない。
- ・ しかし、下水道は、県民の安心・安全の確保、東京湾等の広域的な水質保全といった公共的役割を担う重要な社会インフラである。
- ・ 特に流域下水道は、複数の公共下水道からの下水を受け、それを排除及び処理する根幹的、広域的な下水道である。
- ・ 本県では、8つの流域下水道で県人口全体の75%の処理人口（約558万人）を担っており、大規模地震で下水道施設が被災した場合は県民生活や社会経済活動等に与える影響は甚大である。
- ・ 特に、今後30年以内の発生確率が70%以上といわれている東京湾北部地震で震度6強と予想される県南東部地域に3つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策が急がれる。
- ・ さらに、施設の老朽化も進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新期を迎えるとともに、管渠や土木・建築施設も徐々に更新期を迎えるため、ストックマネジメント計画による老朽化対策を着実に進めていく必要がある。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」に係る経費については、予算成立から年度末まで、予算執行期間が十分に確保できていないことから、今後、事業の効果発現をより確実に高めていくためには、当初予算での財源措置を講じていくことが必要である。

◆参考



○想定震度6強エリアの処理場

| 名 称 | 場 所 | 処理市町 | 下水処理人口 | 処理人口合計 |
|---------|-----|------|--------|--------|
| 荒川処理場 | 戸田市 | 5市 | 約196万人 | 約501万人 |
| 新河岸川処理場 | 和光市 | 13市町 | 約164万人 | |
| 中川処理場 | 三郷市 | 15市町 | 約141万人 | |

6 土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進



要望先：農林水産省
県担当課：農村整備課

◆提案・要望

ため池や排水機場などの農業水利施設の他、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な以下の事業の財源を確保すること。

- ・ 農村地域防災減災事業
- ・ 防災重点農業用ため池緊急整備事業
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金

◆本県の現状・課題等

- ・ 土地改良施設等は食料生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしており、これらの機能が将来にわたって安定的に発揮できるよう備える必要がある。
- ・ 施設の多くは戦後の食料増産の時代や高度成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全率の低下も懸念されている。
- ・ 本県は、国の「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、戦略的な保全管理を推進している。
- ・ また、令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めている。
- ・ 本県は、地震で損壊した場合に人命やライフラインへの影響が大きい農道橋（21箇所）及び防災重点農業用ため池（244箇所）について詳細調査を行っており、適切な対策工事を実施する必要がある。
- ・ また、耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、県民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから早急に長寿命化対策を行っていく必要がある。

◆参考



堤体の下流に住宅や道路が近接するため池（姿の池・横瀬町）



耐震性強化のため橋台を補強（9-4007号橋春日部市）

7 計画的な農業農村整備事業の実施



要望先：農林水産省
県担当課：農村整備課

◆提案・要望

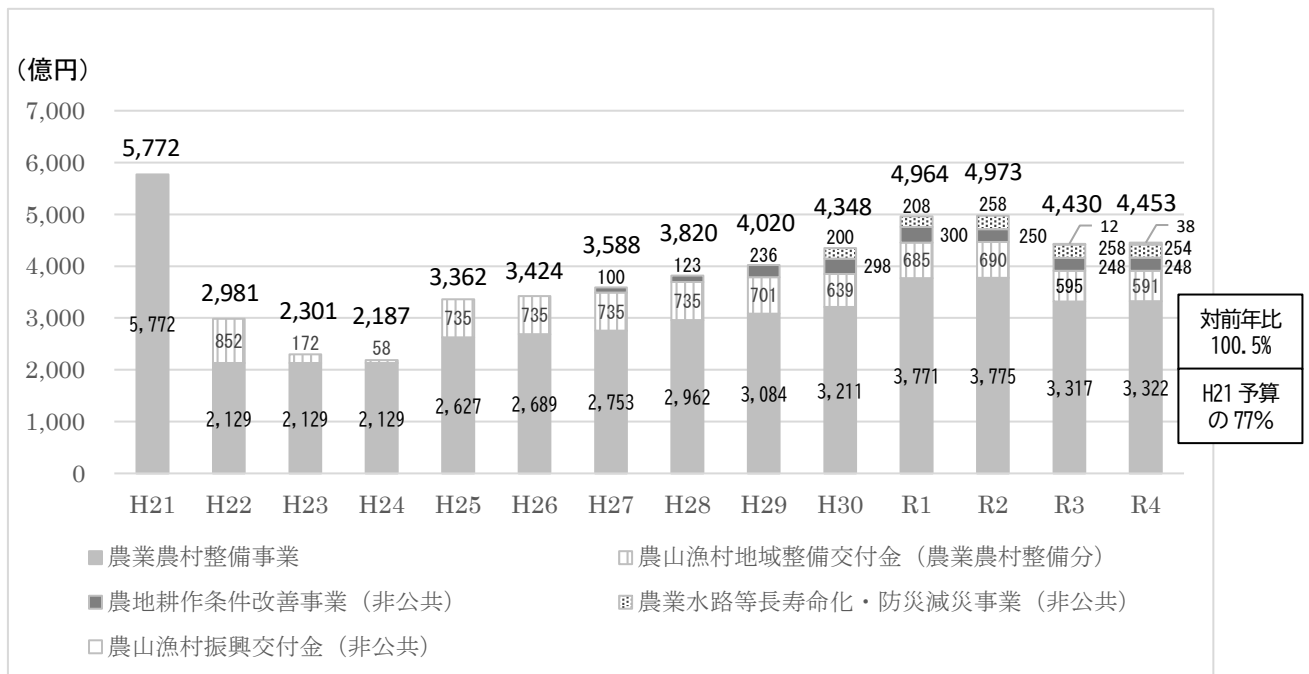
農業の競争力強化に資する農地の整備や農業水利施設の長寿命化対策、災害に強い農村づくりを計画的に実施するために必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は、ほ場の整備率が全国平均より低く、また、農業水利施設の老朽化対策や台風・ゲリラ豪雨等自然災害に強い農村づくりが重要な課題であり、必要な財源を確保し計画的な整備を行う必要がある。
- ・ 令和4年度の国の農業農村整備事業に係る予算は全体で4,453億円、対前年比100.5%で、平成21年度の5,772億円と比べると77%である。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の対策期間が令和3年度（令和2年度第3次補正予算）から令和7年度までとなっている。

◆参考

○農業農村整備事業関係予算（当初）の推移（国）



注1) 金額は四捨五入によるため、合計とは一致しないことがある

2) 令和元年度及び令和2年度予算額は、「臨時・特別の措置」を含む

3) 令和3年度及び令和4年度予算額は、政府情報システムの農業農村整備事業予算15億円を除く

8 学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進



要望先：内閣府、総務省、財務省、文部科学省
県担当課：学事課、教育局財務課

◆提案・要望

<公立学校施設>

- (1) 公立学校は、公教育を支える基本的施設としての機能の担保、老朽化対策、バリアフリー化の推進、環境問題に対応するためのエコスクール化の推進など様々な課題を抱えている。これら様々な財政需要に対応できるよう、必要な財源を安定的に確保すること。
- (2) 小中学校だけでなく、高等学校も災害時においては地域住民の避難所となる。国をあげて、防災・減災、国土強靱化を進める観点から、躯体の耐震化の推進や非構造部材の耐震対策、体育館等への空調設備の設置などの避難所機能の強化について、現在補助の対象外とされている高等学校も補助対象とするよう財政支援の拡充を図ること。
さらに、高等学校の空調設備に係る光熱水費についても、小中学校と同様に、普通交付税において経費を措置すること。
- (3) 児童生徒等の安全を確保するため、文部科学省の要請する専門的な点検を市町村が円滑に実施できるよう十分な財政支援措置を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、3密の回避として活用が見込まれる特別教室や余裕教室等への空調設備整備に係る補助率の嵩上げ及び財政措置の拡充を行うこと。

<私立学校施設>

- (5) 私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、補助率の嵩上げや補助対象校(園)数の拡大を通じ、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化を、強力に推進すること。
- (6) 私立学校が各学校の実情により合った耐震改修等を行えるよう、補助制度の見直しを行うこと。
- (7) 非構造部材の耐震対策を促進するため、耐震点検のみの場合も補助対象とするよう要件を緩和すること。
- (8) 天井以外の非構造部材について詳細な手引きや技術的基準を国において作成し、的確に点検ができるようにすること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症予防対策として高等学校等におけるトイレ、空調設備等の衛生環境設備整備に係る補助率の嵩上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

<公立学校施設>

- ・ 地震防災対策特別措置法や建築物の耐震改修の促進に関する法律において要件の定められた学校施設の構造体の耐震化は完了したが、その他の建物や天井、照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震化は、校舎等の耐震化を優先させたことなどから対策が遅れている。

また、災害時の避難所機能の強化や熱中症対策の観点から体育館等への空調設備の設置が進められている。

- ・ 文部科学省は、児童生徒等の安全を確保するため、建築基準法に基づく法定点検の実施義務がない学校設置者に対しても、点検の実施義務がある場合と同様に、同法や関係告示を参考として有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、3密の回避として特別教室や余裕教室の活用が想定される。しかし、空調設備の整備が進んでいないため、夏の暑さ対策が不十分であるという課題がある。

<私立学校施設>

- ・ 私立高等学校の令和3年4月1日現在の耐震化率は100%であり、平成29年度末に全ての高等学校の耐震化が完了した。一方、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震対策は、引き続き必要である。
- ・ 私立幼稚園の令和3年4月1日現在の耐震化率は93.9%にとどまっており、園児の安全が確保されているとは言い難い。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱では、園舎の中で園児等が日常的に使用しているにもかかわらず、壁や建具等により風雨を防ぐことができない場所については補助対象面積の対象外となっている。
- ・ 今後も児童生徒等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況である。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、感染症予防としてトイレの衛生環境改善や、教室等における換気機能を備えた空調設備等を整備する必要がある。

◆参考

○公立学校施設整備費 当初予算の推移

| | | |
|-------|--------|--------|
| 令和2年度 | 695 億円 | 470 億円 |
| 令和3年度 | 688 億円 | |
| 令和4年度 | 688 億円 | |

○特別教室の空調設備整備に係る国庫補助制度

対象：小・中・特別支援学校

補助率：1/3

県内小中学校の整備率：69.3%（R3.9.1現在）

○私立学校施設の令和3年度の状況

| 学種等 | | 補助率 Is値0.3未満 | 補助率 Is値0.3以上 | 補助申請 校(園)数 | 補助決定 校(園)数 |
|-------|------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|
| 高等学校等 | 耐震補強 | 1/2 | 1/3 | 0 | 0 |
| | 改築 | 1/3 | 1/3 | 0 | 0 |
| 幼稚園 | 耐震補強 | 1/2 | 1/3 | 3 | 3 |
| | 改築 | 1/3 | 1/3 | 2 | 2 |

○私立高等学校等のトイレ・空調設備整備に係る国庫補助制度

対象：小・中・高等・特別支援学校

補助率：1/3

9 安全で快適な歩行空間の整備



要望先 : 国土交通省
 県担当課 : 道路街路課、道路環境課

◆提案・要望

- (1) 未就学児や通学児童が安心して利用できる安全な歩行空間を確保するために、歩道整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 電線類地中化の整備手法について、さらなるコスト削減策の検討及び普及を進めるとともに、電線類の地中化に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年に滋賀県大津市で発生した未就学児が犠牲となった事故や、令和3年に千葉県八街市で発生した通学児童が犠牲となった事故により、歩行者の安全確保に対する関心が高まっている。
- ・ 県管理道路の約3割においては、未だ歩道が整備されていない。整備済みの箇所においても十分な幅員が確保されていない状況である。
- ・ このような状況の中、地元市町村からは、未就学児の移動経路に限らず、小中学校の通学児童の安全を確保するため、通学路安全プログラムに基づく歩道整備の推進が強く望まれている。
- ・ その数は県管理道路で383件にのぼっており、大幅な予算の拡充が必要な状況である。
- ・ 令和4年6月策定の「第2次埼玉県無電柱化推進計画」に基づき、「脱・電柱社会」の実現のため、強力に無電柱化を推進していくこととしている。
- ・ 電線類の地中化を進めるためには多くの事業費が必要であり、継続的かつ安定的な財源確保と共にコスト縮減が必要不可欠である。

◆参考

○歩道の整備状況（県管理道路）

| 県管理道路延長 | 歩道整備延長 | 歩道整備率 |
|-----------|-----------|-------|
| 2,781.8km | 2,048.9km | 73.7% |

○歩道整備率の推移（県管理道路）

| H28.4.1 | H29.4.1 | H30.4.1 | H31.4.1 | R2.4.1 | R3.4.1 |
|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 72.5% | 72.8% | 72.9% | 73.3% | 73.5% | 73.7% |

○歩道の幅員別整備状況（県管理道路）

| 歩道幅員 | 0.75m以上～2.5m未満 | 2.5m以上 | 合計 |
|------|----------------|------------|------------|
| 整備延長 | 665.7 km | 1,383.2 km | 2,048.9 km |
| 構成比 | 32.5 % | 67.5 % | 100 % |

○電線類地中化の整備状況（県管理道路）

| H31.4.1 | R2.4.1 | R3.4.1 | R4.4.1 |
|---------|--------|--------|-------------|
| 54.1km | 55.7km | 57.5km | 58.5km（見込み） |

令和4年4月1日現在

10 交通安全施設等の整備



要望先 : 警察庁、国土交通省

県担当課 : 道路街路課、道路環境課、(警)交通規制課

◆提案・要望

- (1) 交通死亡事故の約56.5%が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道整備のための財源を確保すること。
- (2) 「ゾーン30プラス」における生活道路30km/hの区域規制と物理的デバイスの適切な設置や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策推進のための財源を確保すること。
- (3) 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示整備のための財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の人身交通事故は、平成22年をピークに減少傾向にあり、令和3年の交通事故死者数についても前年に比べ減少したものの、118人と高水準であり、交通情勢は依然として厳しい状況である。
- ・ 交通事故の特徴として、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の61.0%と6割を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約81.9%と高くなっている。
- ・ 交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交通安全施設等の整備をより一層推進する必要がある。

◆参考

○主な交通安全施設整備数（補助事業）※R4年度は予定数

| | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 信号機新設数 | 4基 | 1基 | 3基 | 2基 | 1基 |
| 信号機改良（車両用灯器LED化） | 756灯 | 282灯 | 246灯 | 660灯 | 600灯 |
| 信号機改良（歩行者用灯器LED化） | 404灯 | 272灯 | 304灯 | 560灯 | 400灯 |
| 横断歩道整備数 | 2,025本 | 2,925本 | 2,725本 | 2,500本 | 1,950本 |
| ゾーン30プラス整備数 (R3年度以前はゾーン30の整備数) | 36区域 | 28区域 | 28区域 | 26区域 | 14区域 |
| 標識整備数（県警所管） | 1,973本 | 2,196本 | 2,823本 | 3,000本 | 2,800本 |

11 水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 生活衛生課、水道管理課

◆提案・要望

各補助事業の採択基準の緩和や基準事業費の見直しを行い、交付率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水道事業者等は、料金収入が減少する中、水道水の安定給水を図るため、水道施設の更新や改築あるいは耐震化などを計画的に進めるとともに、安全な水を供給するため、原水水質に応じ高度浄水処理施設を整備するなど必要な対応を行っていく責務がある。
- ・ 国では、水道水源開発等施設整備費国庫補助金や生活基盤施設耐震化等交付金を設け、これら取り組みに対する財政支援を予算の範囲内で実施しているところである。
- ・ しかし、これらの交付要綱及び取扱要領では、水道事業者等の資本単価や水道料金の水準、限定的な交付対象施設など、様々な採択基準が設定されるとともに、主たる交付率も1/3又は1/4にとどまっている。
- ・ 特に、早急に対応が必要な石綿セメント管の更新等を対象とする「水道管路緊急改善事業」は、水道料金の水準、給水収益に占める企業債残高の割合、有収密度等の様々な採択基準が設定されているため、県内の水道事業者はほとんど活用できない状況である。

◆参考

○埼玉県耐震化の状況【令和2年度】

- ・ 浄水施設の耐震化率 18.5%
- ・ 配水池の耐震化率 73.1%
- ・ 基幹管路の耐震適合率 48.0%

○埼玉県水道施設の老朽化の状況【令和2年度】

- ・ 法定耐用年数を経過した管の割合 17.2%
- ・ 経年化設備率 49.3%
- ・ 石綿セメント管残存率 1.0%

12 医学部の新設



要望先 : 文部科学省、厚生労働省
 県担当課 : 医療人材課

◆提案・要望

医師不足に対処するため、医師偏在指標に基づき「医師少数都道府県」に指定された地域や、医学部定員が少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は国が算定した医師偏在指標で44位の「医師少数都道府県」であり、医師不足問題が深刻化している。
- ・ 全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。
- ・ また、本県は医学部定員1人当たりの18歳人口が全国で最も多く、医学部入学の機会均等が崩れている。

◆参考

○医師偏在指標

| 医師多数都道府県 (上位33.3%) | | 医師少数都道府県 (下位33.3%) | |
|--------------------|-------------|--------------------|-------------|
| 1位 | 東京都 (332.8) | 32位 | 栃木県 (215.3) |
| 2位 | 京都府 (314.4) | ⋮ | ⋮ |
| 3位 | 福岡県 (300.1) | 44位 | 埼玉県 (177.1) |
| ⋮ | ⋮ | 45位 | 青森県 (173.6) |
| 16位 | 滋賀県 (244.8) | 46位 | 岩手県 (172.7) |
| | | 47位 | 新潟県 (172.7) |

※「医師偏在指標」(厚生労働省)(令和2年2月6日版)

○高齢者(75歳以上)人口の増加率 (単位:万人)

| | 2015年の人口 | 2025年の人口 | 増加率 |
|------|----------|----------|------------|
| 埼玉県 | 77.3 | 120.9 | +56% (1位) |
| 千葉県 | 70.7 | 107.2 | +52% (2位) |
| 神奈川県 | 99.3 | 146.7 | +48% (3位) |
| 鹿児島県 | 26.5 | 29.5 | +11% (45位) |
| 島根県 | 18.9 | 20.9 | +11% (45位) |
| 山形県 | 19.0 | 21.0 | +10% (47位) |

※「平成30年 日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)を基に埼玉県作成

○埼玉県の医療・介護ニーズの将来推計

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 入院患者数 | 2013年:35,811人/日 → 2035年:49,881人/日 |
| 在宅医療等の必要量 | 2013年:46,152人/日 → 2025年:82,372人/日 |

※「第7次埼玉県地域保健医療計画」より抜粋

○令和4年度医学部定員1人当たりの18歳人口

| | 18歳人口 | | 18歳人口 |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 埼玉県 | 488.8人 (1位) | 高知県 | 52.0人 (45位) |
| 静岡県 | 282.0人 (2位) | 鳥取県 | 47.6人 (46位) |
| 広島県 | 218.3人 (3位) | 石川県 | 46.8人 (47位) |

※「令和元年度 学校基本調査」(文部科学省)、「令和4年度 大学医学部入学定員」(文部科学省)を基に埼玉県作成

誰もが輝く社会



1 特別支援学校の設置義務の拡大及び財政的支援制度の充実



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 特別支援教育課

◆提案・要望

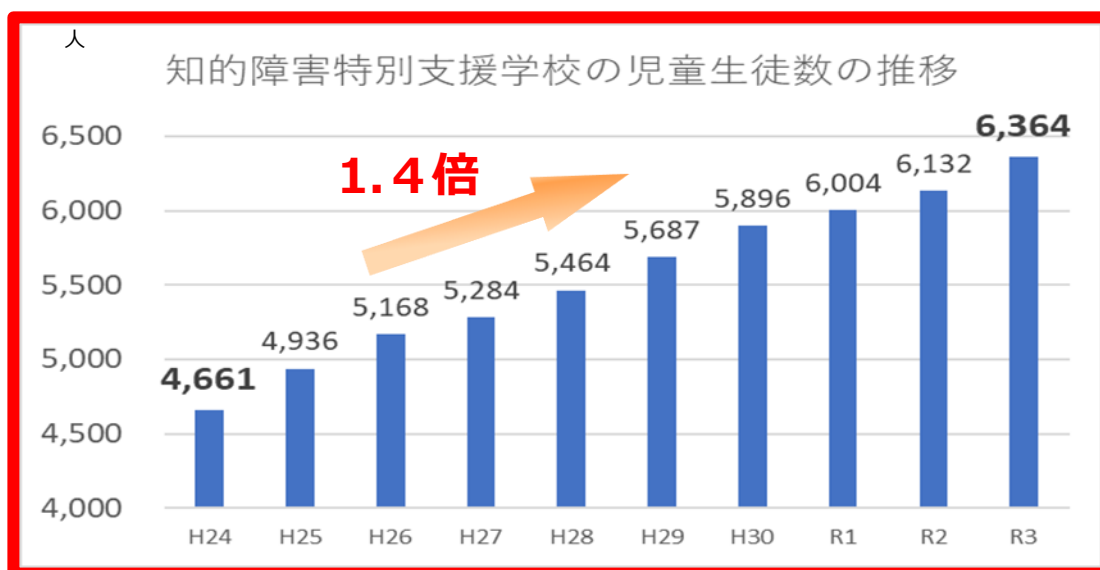
- (1) 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に対応するとともに、「多様な学びの場」の充実を図るため、学校教育法第80条により、都道府県と定められている特別支援学校の設置義務について、政令市にも拡大を図ること。
- (2) 特別支援学校設置基準の制定を踏まえ、必要な教育環境の整備を計画的に推進するため、特別支援学校の設置・運営に係る財政的支援制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県立知的障害特別支援学校では、県南部・東部地域を中心に児童生徒数の増加が著しく、過密の状況となっており、引き続き児童生徒数が増加する見込みであることから、過密状況への対応は喫緊の課題である。
- ・ 県では、平成19年度以降、知的障害特別支援学校を15校設置するとともに、現在、新校や分校の設置など学校の整備に取り組んでいるところであるが、過密解消には至らない。
- ・ 政令市は、児童生徒数や財政規模等を鑑みても、特別支援学校における教育の一定水準と学校規模を維持することが十分可能であり、知的障害特別支援学校を設置している政令市も多い。
- ・ 特別支援学校の設置義務が政令市に拡大すれば、市内の児童生徒を受け入れるための特別支援学校の設置の動きが促進され、児童生徒数の増加に対応でき、教育環境が改善されるとともに、住み慣れた身近な地域で学ぶことができる。さらに、地域の小・中学校との、より連携・接続した教育活動や多様な学びが可能となり、特別支援教育の充実に大きな効果が見込まれる。
- ・ また、国が制定した特別支援学校設置基準は、今後の教育環境整備の指針となるものとする。既存施設を活用した特別支援学校の整備について補助金の算定割合が引き上げられているものの、県立及び市町村立特別支援学校の設置・運営に係る財政的負担は極めて大きく、必要な教育環境整備を計画的に推進するためには、一層の財政的支援制度の充実が求められる。

◆参考

○県立知的障害特別支援学校 児童生徒数の推移



○学校教育法第 80 条

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

○政令市 市立特別支援学校の設置状況等

| No | 都道府県 | 市 | 学校数 | | 在籍数※2 | 人口※3 |
|----|------|-------|------|------|-------|-----------|
| | | | 知的※1 | 他の障害 | | |
| 1 | 北海道 | 札幌市 | 2 | 3 | 333 | 1,961,575 |
| 2 | 宮城県 | 仙台市 | 1 | 0 | 147 | 1,065,932 |
| 3 | 埼玉県 | さいたま市 | 0 | 2 | 81 | 1,324,589 |
| 4 | 千葉県 | 千葉市 | 3 | 0 | 395 | 974,726 |
| 5 | 神奈川県 | 横浜市 | 5 | 8 | 1,471 | 3,759,939 |
| 6 | | 川崎市 | 2 | 1 | 631 | 1,521,562 |
| 7 | | 相模原市 | 0 | 0 | — | 718,601 |
| 8 | 新潟県 | 新潟市 | 2 | 0 | 303 | 784,774 |
| 9 | 静岡県 | 静岡市 | 0 | 0 | — | 694,296 |
| 10 | | 浜松市 | 0 | 0 | — | 799,966 |
| 11 | 愛知県 | 名古屋市 | 4 | 0 | 1,129 | 2,300,949 |
| 12 | 京都府 | 京都市 | 7 | 1 | 1,104 | 1,400,720 |
| 13 | 大阪府 | 大阪市※4 | — | — | — | 2,739,963 |
| 14 | | 堺市 | 2 | 0 | 364 | 831,481 |
| 15 | 兵庫県 | 神戸市 | 5 | 1 | 1,158 | 1,526,835 |
| 16 | 岡山県 | 岡山市 | 0 | 0 | — | 708,155 |
| 17 | 広島県 | 広島市 | 1 | 0 | 553 | 1,194,817 |
| 18 | 福岡県 | 北九州市 | 6 | 2 | 1,249 | 944,712 |
| 19 | | 福岡市 | 6 | 2 | 1,739 | 1,562,767 |
| 20 | 熊本県 | 熊本市 | 2 | 0 | 118 | 732,702 |

※1 知的障害の学校数には、他障害種との併置校含む

※2 在籍数は、各政令市等発表値(令和3年5月1日現在)

※3 人口については、令和3年1月1日住民基本台帳人口

※4 平成28年4月 大阪市立特別支援学校12校は、府立に移管

2 教育相談体制の強化に伴う財政上の措置【一部新規】



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 生徒指導課

◆提案・要望

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る補助事業については、配置日数や勤務時間を増やすなど、財政支援の拡充を図ること。
- (2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に当たっては、補助事業の対象となる小学校や中学校だけではなく、高等学校や特別支援学校にも全校配置ができるよう、地方交付税による必要な措置を講じること。
- (3) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ いじめ防止対策推進法、教育機会確保法の施行により、国及び地方公共団体は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保が求められている。
- ・ 本県の公立小、中、高、特別支援学校における令和2年度のいじめの認知件数は26,022件(22,901件)、不登校児童生徒については、小学校2,624人(2,121人)、中学校6,310人(6,154人)、高等学校1,707人(2,179人)で増加傾向にある(カッコ内は令和元年度の数)。
- ・ こうした状況に対応するため、児童生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる適切な支援が行われる必要がある。
- ・ しかしながら、国によるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する補助事業では、重点配置により勤務時間が加算されるところであるが、学校で必要とされる配置日数や勤務時間に比して不足しており、十分な配置が困難であるとともに、国の補助率が3分の1に留まるため、都道府県の負担が大きくなっている。
- ・ また、国による補助事業の対象は小学校及び中学校に配置する者が中心となっており、高等学校や特別支援学校に配置する者に対する地方交付税が措置されていないため、高等学校や特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置が困難である。
- ・ なお、現在、国において、スクールカウンセラーなどの常勤化に向けた検討が行われているが、地方自治体にとって有効に活用されるものとなるよう、更に検討を進めてもらう必要がある。
- ・ また、常勤職員としての配置を行う際には、国が、学校教育法等において正規の職員として規定し、いわゆる標準法において教職員定数として算定するべきである。

3 G I G Aスクール構想の推進【一部新規】



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 学事課、ICT教育推進課

◆提案・要望

- (1) ICT環境を恒久的に維持できるように、学習者用端末及び指導者用端末の維持費及び更新費などに係る継続的な財政的支援を行うこと。
- (2) 児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信費については、財政支援が一部の家庭に限られているため、国の責任において児童生徒全員を対象とした財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 学校設置者にとって、G I G Aスクール構想で整備した端末の継続した維持・管理には相応の負担がある。義務教育段階の学習者用端末においては、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」において、3クラスに1クラス分は維持費が措置されているものの、3クラスに2クラス分は見込まれていない。また、更新時の費用について今後の方向性が示されていないため、仮に市町村及び学校法人が負担するとすれば財政的負担が極めて大きく、端末の1人1台環境に支障が見込まれる。
- ・ また、高等学校段階においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して整備することは可能であるが、維持・管理には相応の負担がある。ICT環境を恒久的に維持できるよう十分な財政支援が必要である。
- ・ さらに、指導者用端末の維持費については、授業を担当する教員分は措置されているが、その他の本務教員分については見込まれていないため、より一層教育のICT化を推進できるよう十分な財政支援が必要である。
- ・ G I G Aスクール構想の実現に向けて整備した端末を最大限活用するためには、機材調達に加えて、ICT環境がない児童生徒への支援策として、持ち帰りでの活用が可能となるよう家庭のICT環境を整えることが不可欠である。通信機器の整備支援が国によりなされているものの、現状では、通信費の財政的支援が生活保護世帯等に限られていることから、通信費に係る家庭、市町村及び学校法人における負担が大きく、児童生徒全員を対象とした財政支援が必要である。

4 保育士の処遇改善と人材確保の推進



要望先：内閣府、文部科学省、厚生労働省
県担当課：少子政策課

◆提案・要望

- (1) 保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。
 - ・ 隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないように、地域の実情を十分に反映した地域区分を設定すること。
 - ・ 地域区分は公務員の地域手当の区分だけでなく公示価格など他の客観的指標も考慮すること。
 - ・ 公定価格の抜本的な見直しが行われるまでの間、特定の地域に不利益が生じないように地域区分の設定方法について新たな特例を導入するなど柔軟な対応を講じること。
 - ・ また、個々の公定価格の地域区分の設定に関係する地方自治体の意見が反映される仕組みを早急に導入すること。
- (2) 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- (3) 研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。
- (4) 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力に推進し、国において十分な財源措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では待機児童対策として、令和4年度に、3,000人分の保育サービス受入枠の拡大を予定しており、保育士の確保が喫緊の課題となっている。
- ・ 本県の保育士の有効求人倍率は、令和4年1月に3.51倍と高い水準にあり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。
- ・ 保育士の新規人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。
- ・ 公定価格の地域区分は市区町村ごとに設定されており、東京都特別区や隣接する県内市町村との間で公定価格に大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映した区分となっていない。
- ・ 県内の保育団体からは、埼玉県は地代などの経費が高いため、運営費を人件費に十分充てられないという意見もある。平均公示価格と地域区分の関係で見ると、県内の一部の市は平均公示価格が高いにもかかわらず地域区分が6%（東京都特別区は20%）と低い状況にある。
- ・ 保育士確保策を引き続き強力に推進し、財源については、地方に負担を転嫁することなく、国において十分な財政措置を図ることが必要である。

- ・ 公定価格には人件費が含まれているが、その割合は示されていないため、保育士給与への配分が適切に行われているか不明確である。
- ・ 平成 29 年度から実施している保育士等キャリアアップ研修では修了要件として、1 分野につき 15 時間以上の受講が義務付けられており、受講者は最低でも 2 日程度保育所等を離れることとなる。

5 放課後児童健全育成事業の充実



要望先 : 内閣府、厚生労働省
 県担当課 : 少子政策課

◆提案・要望

- (1) 待機児童や対象学年の拡大に対応した量の拡充、適正規模の支援単位への移行促進、従事者の処遇改善及び研修の着実な実施を図れるよう、コロナ禍における感染対策を含む運営費及び整備費補助等において十分な財政措置を行うこと。
- (2) 放課後児童クラブの定員増につながる、余裕教室などの既存施設を活用した改修整備に対する補助負担割合について、国庫負担割合の嵩上げ措置を実施し、現行の国：県：市町村=1/3：1/3：1/3から、国：県：市町村=2/3：1/6：1/6へ変更すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、1,920 か所の放課後児童クラブで児童の受入れを進める一方、令和3年5月の待機児童数1,230人は全国2位の水準であり、更なるクラブの整備が不可欠である。
- ・ 厚生労働省令では、児童の集団活動の規模（支援単位）は、おおむね40人以下とされたが、本県ではまだ多くのクラブが40人を超える規模となっており、適正規模の支援単位への移行を強力に促進する必要がある。
- ・ また、厚生労働省及び文部科学省連名で平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、引き続き、新たに放課後児童クラブを整備する場合には、学校施設を徹底的に活用し、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すとしている。
- ・ 平成28年度からは、一億総活躍社会の実現への加速を目指した放課後児童クラブの前倒し整備を促進するため、クラブの新設整備については、国庫負担割合の嵩上げが行われ、市町村の負担が軽減された（国：県：市町村=1/3：1/3：1/3 → 2/3：1/6：1/6）が、余裕教室など既存施設を活用した放課後児童クラブの改修整備については、従来どおり、国、県、市町村が1/3ずつの負担割合のままである。
- ・ なお、「新・放課後子ども総合プラン」は令和4年度が最終年度であるため、次期プランにおいて、新設整備の国庫負担割合の嵩上げ措置の動向等を注視していく必要がある。
- ・ 令和3年度補正予算において、放課後児童支援員等を対象に月額9,000円の処遇改善が計上された。

◆参考

○本県における放課後児童クラブ利用児童数及び待機児童数（各年度5月1日現在※）

| 年 度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用児童数（人） | 65,514 | 68,078 | 71,004 | 70,162 | 72,447 |
| 待機児童数（人） | 1,691 | 1,657 | 2,049 | 1,665 | 1,230 |

※令和2年度は7月1日現在

6 介護職員の確保・定着に向けた取組の強化【一部新規】



要望先：厚生労働省
県担当課：高齢者福祉課

◆提案・要望

- (1) 介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和5年度以降も必要な財政的措置を引き続き図ること。
- (2) 処遇改善加算の対象を介護現場で働く全ての職員に拡大するとともに、他業種との賃金格差を解消するために介護職員の給与を大幅に引き上げることができるよう介護報酬とは別に措置すること。
- (3) 介護報酬の一定割合を給与に充てることを明示した統一的な指針を策定すること。また、高い専門性を有する介護職員がその評価にふさわしい賃金を得られるよう措置すること。
- (4) 科学的介護情報システム（L I F E）に関連する加算について、加算単位を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 介護職員は他産業に比べ給与額が低く離職率が高い状況が続いている。今後の急速な高齢化に対応するためにも介護職員の確保・定着を継続して図っていく必要がある。
- また、国は、科学的介護情報システム（L I F E）の推進により、介護職員の確保・定着と介護の質の向上を目指しているが、L I F E導入のためには、I C T機器の導入経費やランニングコストが生じる。L I F E利用をさらに普及させるためには、加算単位の引き上げが必要である。

◆参考

○給与額等比較表（厚生労働省 令和2年賃金構造基本統計調査）

| | 年齢 | 勤続年数 | 給与額 ※ |
|---------|-------|-------|---------|
| 全労働者 | 43.2歳 | 11.9年 | 330.6千円 |
| 福祉施設介護員 | 43.0歳 | 7.3年 | 252.3千円 |
| ホームヘルパー | 49.2歳 | 7.5年 | 260.2千円 |
| 介護支援専門員 | 49.9歳 | 10.2年 | 276.0千円 |

※ 「きまって支給する現金給与額」

○介護職員の離職率（令和2年度）

| 介護全国 | 介護埼玉県 | 全産業全国 | 全産業埼玉県 |
|-------|-------|-------|--------|
| 14.9% | 16.1% | 14.2% | 14.9% |

（介護労働実態調査：（公財）介護労働安定センター） （雇用動向調査：厚生労働省）

○介護報酬の改定

| | | |
|-----------|--------|----------------------|
| 平成18年度改定率 | △2.4% | 平成17年10月改定分を含む |
| 平成21年度改定率 | +3.0% | 人材確保・処遇改善の観点から加算を導入 |
| 平成24年度改定率 | +1.2% | 介護職員処遇改善加算等を新設 |
| 平成27年度改定率 | △2.27% | 介護職員処遇改善加算の新たな上乗せを創設 |
| 平成30年度改定率 | +0.54% | |
| 令和元年度改定率 | +2.13% | 介護職員等特定処遇改善加算の創設 |
| 令和3年度改定率 | +0.70% | 介護職員の人材確保・処遇改善、物価動向 |

○国の地域医療介護総合確保基金等を活用した施策

※（ ）内は事業の開始年度

- ・メッセージカード事業（平成25年度～）
介護職員等への感謝の気持ちなどをメッセージカードで伝える運動を推進。
- ・介護の魅力PR等推進事業（平成26年度～）
介護の魅力をPRするため、介護職員で構成する介護の魅力PR隊による大学・高校等への訪問や県外での人材募集活動等を実施。
- ・介護職員資格取得支援事業（平成26年度～）
介護現場で働きながら実務者研修を受講した者に対して研修受講料の一部を補助。
- ・介護職員資格取得支援事業（初任者研修補助）（平成27年度～）
介護職員初任者研修修了後の早期就労者及び在職中の研修修了者に研修受講費の一部を補助。
- ・介護職員永年勤続表彰事業（平成27年度～）
永年勤続の介護職員等（勤続20年及び10年）を表彰。
- ・優良介護事業所認証事業（平成28年度～）
人材育成等について優れた取組を行っている介護事業所を認証。
- ・介護ロボット普及促進事業（平成28年度～）
介護ロボットを購入又はレンタルした介護事業所に対し、経費の一部を補助。
- ・介護支援専門員研修受講支援事業（平成28年度～）
介護支援専門員研修の実施機関に対して必要経費の一部を補助。
- ・介護職員就業定着支援事業（平成28年度～）
新任介護職員を対象に研修や交流イベント等を実施。
- ・潜在介護職員届出システム事業（平成29年度～）
国のシステムを活用して就職に役立つ情報を提供し、離職した介護職員の復職支援を実施。
- ・市町村による介護人材確保支援事業（令和元年度～）
市町村が行う介護に関する入門的研修の実施から介護事業所とのマッチングまでの一体的支援に対して補助。
- ・外国人のための環境整備事業（令和元年度～）
留学生を受け入れた介護事業所が日本語学校学費及び住居費を負担した場合その経費の一部を補助。技能実習生及び特定技能外国人に対する日本語学習費の一部を補助。
- ・介護現場におけるICT導入支援事業（令和2年度～）
ICT導入に係るセミナーの開催やモデル事業所に対してアドバイザー派遣を行うとともに、介護システムの導入費の一部を補助。
- ・スマート介護施設モデル事業（令和3年度～）
介護施設にコンサルタントを派遣し、ヒト（人事管理）、モノ（介護ロボット・ICT）、カネ（経営管理）の3つの視点から総合的に介護の生産性向上を図り、成果報告会等で他施

設に普及させる。

- ・福祉・介護人材育成促進事業（令和3年度～）

他業種で働いていた者等が介護職員初任者研修等を修了し、県内の介護事業所に就職する場合の就職支援金及び福祉系高校に通う学生に対する修学資金の貸付けを実施する。

- ・介護人材確保総合推進事業（令和4年度～）

介護未経験者等を対象にオンラインを活用した介護に関する入門的研修等の実施及び介護事業所への就職を支援する。

7 障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化



要望先：厚生労働省
 県担当課：障害者支援課

◆提案・要望

障害者の増加に伴い障害福祉サービスを提供する施設・事業所は増加しているが、一方で有効求人倍率は上昇傾向であり、障害福祉分野の職員確保は依然として困難である。

また、コロナ禍においても支援を必要とする障害者へのサービス継続が求められているが、担い手不足が続いており、職員には過大な負担となっている。

このため、障害福祉人材の確保・定着について具体的な対策を講じ、併せて必要な財政措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害福祉サービスの利用者は高齢化・重度化し、身体介護、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
- ・ しかし、生活介護など各事業所・施設には、認知症や骨粗しょう症などの高齢者の特性に対応した身体介護や見守り等ができる職員や強度行動障害に対する専門知識を有する職員が十分配置されているとは言えず、医療的ケアを行う看護師の配置も進んでいない。
- ・ コロナ禍においては、感染対策を徹底した上で支援の必要な障害者へのサービスを継続する必要があり、障害でマスクや手洗いなどができない方への支援もあり、職員に過大な負担がかかっている。
- ・ このような状況の中、働き方改革を進め、高齢者の介護や子供の保育に携わる職員と同様な処遇改善・人材確保を図る必要がある。また介護や看護などの専門的なスキルを持った職員を配置することが可能となる報酬単価を設定する必要がある。

◆参考

○各事業所・施設の推移 (各年度1月31日現在)

| 種別 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 増減数 |
|----------|-----|--------|--------|-------|
| 生活介護 | か所数 | 460 | 484 | 24 |
| | 定員数 | 14,216 | 14,891 | 675 |
| グループホーム等 | か所数 | 1,133 | 1,291 | 158 |
| | 定員数 | 6,702 | 7,590 | 888 |
| 施設入所支援 | か所数 | 102 | 103 | 1 |
| | 定員数 | 6,277 | 6,307 | 30 |
| 計 | か所数 | 1,695 | 1,878 | 183 |
| | 定員数 | 27,195 | 28,788 | 1,593 |

○介護職員の有効求人倍率(令和4年1月)

| 介護全国 | 介護埼玉県 | 全産業全国 | 全産業埼玉県 |
|------|-------|-------|--------|
| 3.68 | 4.29 | 1.20 | 0.99 |

(厚生労働省「職業安定業務統計」)

○給与額等比較表（厚生労働省 令和2年賃金構造基本統計調査）

| 区 分 | | 年齢 | 勤続年数 | 給与額 ※ |
|---------|---|-------|-------|---------|
| 一般労働者 | 男 | 43.8歳 | 13.4年 | 338.8千円 |
| | 女 | 42.0歳 | 9.3年 | 251.8千円 |
| 福祉施設介護員 | 男 | 39.7歳 | 7.2年 | 272.5千円 |
| | 女 | 44.8歳 | 7.4年 | 241.4千円 |

※ 「きまって支給する現金給与額」

8 児童養護施設等の職員配置基準及び措置費等の見直し【一部新規】



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

<児童養護施設等の措置費算定上の職員配置基準の見直し>

- (1) 児童養護施設の直接処遇職員(児童指導員・保育士)配置基準を就学児以上では3:1とすること。
- (2) 児童養護施設の個別対応職員及び心理療法担当職員は、施設規模に応じた複数配置とすること。
- (3) 児童養護施設の定員規模や地域分散化、ファミリーホームの設置等の実情に応じ、事務員を複数配置とすること。
- (4) 児童心理治療施設の心理療法担当職員の職員配置基準を5:1とすること。
- (5) 児童自立支援施設において看護師の配置を設定すること。
- (6) 母子生活支援施設の母子支援員及び少年指導員の職員配置基準を5:1とすること。
- (7) 母子生活支援施設の心理療法担当職員及び個別対応職員を常勤とし、職員配置基準を10:1とすること。
- (8) 自立援助ホームにおいて、心理的なサポートを行うため、心理療法担当職員の配置基準を設定すること。
- (9) 児童養護施設の小規模グループケアの定員を当面の間は現状維持とすること。
- (10) 児童養護施設の本園の小規模グループケアについては、分園と同様に最大3名の職員加配を認めること。

<措置費の見直し>

- (1) 児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分について更なる改善を進めること。
- (2) 児童養護施設では知的障害や発達障害を抱える児童が年々増加し、職員の負担が増していることから、新たに「知的障害児・発達障害児受入加算費」や「特別支援学校・学級児加算」を創設すること。
- (3) 乳児院においては障害児や病虚弱児の長期入所に対応するため、入所児童の年齢に関係なく支弁される「乳児院病虚弱等児童加算費」を増額すること。
- (4) 母子生活施設においては、第1子妊娠中についても入所の対象とすること。
- (5) インフルエンザの予防接種に要する費用については、実費を支弁すること。

- (6) 高校生の部活動、学習塾等に要する費用の実費を支援すること。
- (7) 大学進学等自立生活支度費の更なる充実を図ること。
- (8) 特別支援学校高等部及び母子生活支援施設に入所する高校生について、特別育成費の全ての項目について支弁すること。
- (9) 資格取得費については全児童を対象とし、複数回の支弁を可能とすること。
- (10) 保育士や看護師等の確保対策として、家賃の借上げ補助を創設すること。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

- (1) 医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進するため、乳児院において複数の看護師を配置できるよう補助を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

<児童養護施設等の措置費算定基準上の職員配置基準の見直し>

- ・ 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では、虐待やDVを受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、個別できめ細かな処遇が求められている。また、知的障害や発達障害、精神障害のある児童等の入所により、専門的な知識・技術、適切な心理的ケア及び医療的ケアが求められている。
- ・ 職員の配置基準は、児童入所施設措置費等国庫負担金（措置費）交付要綱（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）で見直しが行われたものの、十分な見直しには至っておらず、現場の実態とは乖離し職員の負担が限界に達している。

◆参考

○児童養護施設等の職員配置基準

| 施設種別 | 職 種 | 予算上の職員配置基準 | | 要望 |
|----------|-----------|------------|---------|--------|
| 児童養護施設 | 児童指導員・保育士 | 2歳未満児 | 1.3 : 1 | － |
| | | 2歳～3歳未満児 | 2 : 1 | － |
| | | 年少児 | 3 : 1 | － |
| | | 就学児以上 | 4 : 1 | 3 : 1 |
| | 個別対応職員 | 各施設1人 | | 複数配置 |
| | 心理療法担当職員 | 各施設1人 | | 複数配置 |
| | 事務職員 | 各施設1人 | | 複数配置 |
| 児童心理治療施設 | 心理療法担当職員 | 10 : 1 | | 5 : 1 |
| 児童自立支援施設 | 看護師 | － | | 1人 |
| 母子生活支援施設 | 母子支援員 | 20世帯以上3人 | | 5 : 1 |
| | 少年指導員 | 20世帯以上2人 | | |
| | 心理療法担当職員 | 各施設1人 | | 10 : 1 |
| | 個別対応職員 | 各施設1人 | | |
| 自立援助ホーム | 心理療法担当職員 | － | | 1人 |

- ・ 児童養護施設の小規模グループケアの1施設当たりの定員は6～8人となっているが、令和7年4月から6人にするとされている。これにより、定員は455人から396人となり、59人減ってしまう。
コロナ禍で、里親等委託推進の取組の実施に制約がある中で、施設の定員を減らすことは児童の養育の場の確保に支障をきたす恐れがある。
- ・ ケアニーズが高い子供は地域小規模施設ではなく、本園で生活することが想定される。そのため本園施設は地域小規模施設と同等以上に手厚い職員体制にしていく必要がある。

<措置費の見直し>

- ・ 児童養護施設や乳児院は被虐待や知的障害などの問題を抱える子供が増えており、職員の負担が増加している。そのため、職員の更なる処遇改善が必要である。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

- ・ 乳児院において重度の心身障害がある医療的ケアが必要な乳児が措置された場合、24時間体制で医療を提供する必要があるが、現在の措置費の人員配置では対応できないため、医療機関等連携強化事業において看護師1名分の人件費を補助（国1/2）している。
- ・ 埼玉県では同一法人内に医療機関を運営している乳児院が常に4人程度受け入れており、引き続き円滑な受入を促進するためには、複数の看護師を配置する必要がある。

◆参考

○県内の児童養護施設及び乳児院の被虐待児童等入所割合（令和2年3月1日現在）

| 施設種別 | 被虐待 | 知的障害 | 発達障害 |
|--------|-------|-------|-------|
| 児童養護施設 | 63.8% | 13.5% | 16.4% |
| 乳児院 | 42.1% | 10.9% | 1.6% |

○県内の児童養護施設の療育手帳所持者及び特別支援学級児数等の推移

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|----------------|--------------|---------------|--------------|
| 療育手帳所持者 | 125名 (9.89%) | 139名 (10.95%) | 120名 (9.80%) |
| 特別支援学級児（小学生） | 79名 (6.25%) | 103名 (8.12%) | 85名 (6.94%) |
| 特別支援学級児（中学生） | 68名 (5.38%) | 57名 (4.49%) | 58名 (4.73%) |
| 特別支援学校通学児（中・高） | 85名 (6.72%) | 87名 (6.86%) | 84名 (6.86%) |

※（ ）内は各年度4月1日現在の児童現員数に占める割合

【令和元年度現員数1,264名、令和2年度現員数1,269名、令和3年度現員数1,225名】

9 児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保



要望先 : 厚生労働省
県担当課: こども安全課

◆提案・要望

- (1) 増加する児童虐待通告に対応する児童相談所の職員（児童福祉司・児童心理司）や乳児院・児童養護施設等の職員が確保できるよう、資格取得が可能な社会福祉・心理等の学部・学科の定員増や支援制度（修学資金貸付など）の創設など資格取得者の増加を図ること
- (2) 児童相談所や児童福祉施設等に就職する者に対する支援制度（就職準備資金貸付など）を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- 児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司）としての配置を想定している福祉職・心理職や乳児院・児童養護施設等の職員について、能力・適性のある人材の確保が難しくなっている。

◆参考

○埼玉県設置児童相談所における定数等

| 年度 | 令和4年度 | 配置基準※ | 必要増員数 |
|-------|-------|-------|-------|
| 児童福祉司 | 316人 | 359人 | 43人 |
| 児童心理司 | 92人 | 176人 | 84人 |

※児童虐待相談対応件数（令和2年度）から算出〔経過措置除く〕

○児童虐待相談対応件数（県所管分）

令和2年度 13,661件（5年前（H27）から110.1%増）

○児童養護施設職員数（児童指導員、保育士等）

令和2年10月1日現在 常勤728人・非常勤254人

10 市町村の児童虐待対応体制の強化【一部新規】



要望先 : 厚生労働省
県担当課: こども安全課

◆提案・要望

市町村において、急増する児童虐待相談等に適切に対応できる体制を整備するため、相談担当窓口及び要保護児童対策地域協議会に係る専門職の配置基準を定めるとともに、必要な財源を十分に確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童福祉法第10条第4項では、市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上に努めなければならないとされている。
- ・ 同条第5項では、国は市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならないとされているが、具体的な専門職の配置基準や必要な財源措置が明確化されていない。
- ・ 厚生労働省が作成している「市町村児童家庭相談援助指針」において、「児童家庭相談に的確に対応できるよう、必要な職員を確保する」とされているが、職員配置の基準は示されていない。
- ・ 平成28年6月の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会に専門職の配置とその研修が義務付けられた（H29.4.1 施行）が、専門職の配置については必要な財源の手当てが明確にされていない。

◆参考

○児童福祉法

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一～四 略

2・3 略

4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

5 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

○交付税措置

人口10万人当たり

①児童福祉費のうち児童福祉共通費4人（このうち児童相談担当の職員の人数は不明）

②子ども家庭総合支援拠点の職員1名（令和元年度から）

要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者1名（令和元年度から）

11 中核市における児童相談所の設置の促進



要望先：厚生労働省
 県担当課：こども安全課

◆提案・要望

中核市が児童相談所を設置しやすくなるよう、人材確保・育成支援や施設整備への支援など設置に係る支援その他の必要な措置の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応を可能とするため、令和元年6月に改正された児童福祉法（令和2年4月1日施行）の附則において、「政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。」とされた。
- 中核市は自ら児童相談所を設置することで、母子保健や学校現場との緊密な連携等により、児童に対するよりきめ細やかな支援が可能となる。
- 本県には川越市、越谷市、川口市3市の中核市があるが、人材確保が困難であること、施設運営等の財政負担が大きいことなどから、現時点ではいずれの市も設置の予定はない。

◆参考

○全国の状況

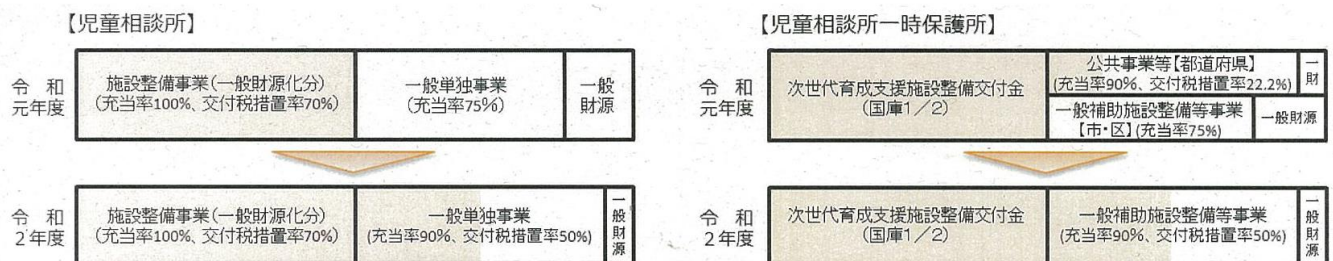
62の中核市のうち

- ・設置済 3市（横須賀市、金沢市、明石市）
 - ・設置する方向 8市（旭川市、高崎市、船橋市、柏市、豊橋市、鹿児島市、奈良市、尼崎市）
- [R3.4厚生労働省調査]

○一時保護所の整備費（次世代育成支援施設整備交付金）（負担割合：国1/2・市1/2）

補助単価540万円/人（令和元年度） → 約1,271万円/人（令和2年度）

○児童相談所・一時保護所の財政措置 整備費の5割（令和元年度）→約7割（令和2年度）



※ 一般財源化前の国庫補助金相当額（事業費の1/2）の30%については、普通交付税（単位費用）により措置

12 家庭養育優先原則の推進



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

- (1) 家庭養育優先の理念を実現するため、里親制度が広く国民に浸透するよう普及啓発を強化すること。
- (2) ファミリーホームの整備を促進するため、事務費について児童養護施設等と同様に定員払いとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、県では令和2年3月に「埼玉県社会的養育推進計画」を作成した。
- ・ 家庭養育優先の理念の具現化にあたっては、里親の育成や確保、里親子を支援する体制の整備、里親子が暮らしやすい社会全体の意識の醸成など、多くの課題がある。
- ・ ビジョンを踏まえた自治体への技術的助言等にあたっては、数値目標や目標年次を優先するのではなく、児童の最善の利益を最優先する必要がある。
- ・ また、具体的な施策（里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化・地域分散化など）の推進にあたっては、国の十分な財政支援が必要である。

◆参考

○本県の里親等委託率

| | 平成30年度末 | 令和元年度末 | 令和2年度末 |
|--------|---------|--------|--------|
| 里親等委託率 | 22.1% | 22.6% | 23.9% |

○埼玉県社会的養育推進計画（令和2～6年度）に掲げる里親等委託率の目標値
現状値 22.1%（平成30年度） → 目標値 32%（令和6年度）

13 重度障害者の住まいの場の整備



要望先：厚生労働省
 県担当課：障害者支援課

◆提案・要望

- (1) 現在、約1,600人の方々が障害者支援施設への入所待ちをしており、依然として施設が不足しているため、強度行動障害など真に必要な障害者のための入所施設の整備に対しては、国庫補助金を採択すること。
- (2) 入所施設から地域生活への移行を促進するため、重度障害者を受け入れるグループホームの整備に必要な国庫補助金の補助基準額の引き上げを図るとともに職員配置基準の見直しや、加算の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国では、入所施設の利用者について地域生活への移行を促進しているが、その一方で、県では強度行動障害や重複障害などにより地域生活が困難な方々が多数入所待ちをしている。本県では、国庫補助金を活用し、令和3年4月に1箇所開所し、令和4年4月にさらに1箇所開所したが、親の高齢化などにより家庭生活での支援が困難になる中、引き続き、入所施設の整備が必要である。
- ・ 重度障害者に対応したグループホームを整備するためには、重度の障害者に対応するために設置する設備等（車いす対応のためのスロープの設置や廊下幅の確保、特殊浴槽、自家発電設備の設置等）が必要である。また、利用者の支援に必要なスキルを持った職員を適切に配置する必要がある。

◆参考

○入所希望者数の推移

(各年度末現在)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 知的障害者 | 1,206人 | 1,287人 | 1,269人 | 1,270人 | 1,246人 |
| 身体障害者 | 350人 | 359人 | 345人 | 314人 | 274人 |
| 計 | 1,556人 | 1,646人 | 1,614人 | 1,584人 | 1,520人 |

○障害者支援施設数・定員（令和3年度末現在）

| 施設種別 | 施設数 | 定員 |
|-----------------|-----|--------|
| 主に知的障害者の障害者支援施設 | 71 | 4,389人 |
| 主に身体障害者の障害者支援施設 | 32 | 1,918人 |
| 計 | 103 | 6,307人 |

○第6期埼玉県障害者支援計画の数値目標（計画期間 令和3年度～令和5年度）

- ・障害者支援施設の令和元年度末の利用者の7.5%を地域生活へ移行

令和元年度利用者数 5,281人

地域移行 7.5%（令和5年度末目標） 399人

- ・障害者支援施設は必要数を整備

○国は、地域生活への移行を推進する観点から、第6期障害福祉計画に係る基本方針において、「令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減すること」としている。また、定員増を伴う障害者支援施設の整備に対する国庫補助を原則認めていない。

14 都市公園事業の推進



要望先：国土交通省
県担当課：公園スタジアム課

◆提案・要望

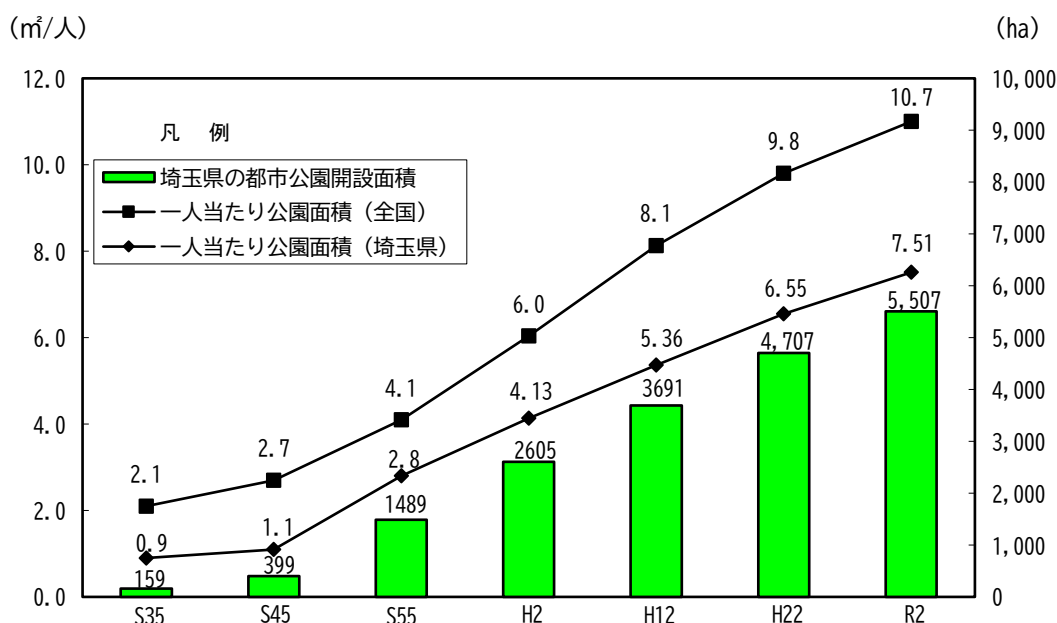
- (1) 生活に潤いと安らぎを与える憩いの場であり、災害時の避難地や防災活動拠点となる都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 国民の安心・安全の確保が求められる中、インフラの老朽化対策として、公園施設の長寿命化を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (3) 新型コロナウイルス対策において生じる公園施設の管理運営に、必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の都市公園面積は、全国5位（令和2年度末）となっているものの、1人当たり公園面積は、全国平均を大きく下回る状況となっている。
- ・ 本県が管理する都市公園における公園施設長寿命化に要する費用は、向こう5年間で約234億円と見込まれており、財政面での制約がある中、予算の確保が課題となっている。
- ・ 公園施設を管理運営している指定管理者の利用料金等の事業収入が、大きく減少することが見込まれている。

◆参考

○都市公園面積・1人当たり公園面積推移



○向こう5年間の県営公園における施設の長寿命化に要する費用 (単位: 百万円)

| 年度 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | 合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 金額 | 5,720 | 5,676 | 4,010 | 4,827 | 3,242 | 23,475 |

■持続可能な成長



1 鉄道新線建設の取組に対する支援



要望先：国土交通省
県担当課：交通政策課

◆提案・要望

埼玉高速鉄道線の延伸をはじめとした交通政策審議会答申路線等の整備を推進するため、鉄道新線建設の取組に対して支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京圏の都市鉄道については、昭和31年の都市交通審議会答申第1号から、平成12年の運輸政策審議会答申第18号に至るまで過去8度の答申に基づき整備が進められてきた。
- ・ 平成28年4月の交通政策審議会答申第198号では、国際競争力の強化に資する都市鉄道、豊かな国民生活に資する都市鉄道、まちづくりと連携した持続可能な都市鉄道などの目指すべき姿を実現する上で意義のあるプロジェクトについて、意義と事業化に向けた課題整理がされている。
- ・ このため、答申路線の整備に向けて、沿線自治体と連携して課題解決の取組を進めている。
- ・ また、本県としても知事公約で掲げた「あと数マイルプロジェクト」は公共交通の更なる利便性向上に向けた取組であり、鉄道路線の延伸についても検討を進めていくこととしている。
- ・ 特に、埼玉高速鉄道線延伸（浦和美園～岩槻間の先行整備区間）については、さいたま市長が令和5年度中に鉄道事業者に対する要請を行うと表明したため、延伸事業の検討主体であるさいたま市と密接に連携・協力を図りながら、都市鉄道等利便増進法に基づく鉄道事業者への事業実施要請を行うことを目指している。
- ・ 鉄道の延伸には多額の費用を要することなどから、都市鉄道等利便増進法の適用など、国の支援が必要不可欠と考えている。
- ・ そこで、延伸の諸課題の解決に向けた取組に対して、国の一層の支援を要望するものである。

◆参考

○都市鉄道利便増進事業費補助

既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第3セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の1/3以内、地方公共団体と同額）を補助。

○あと数マイルプロジェクトにおける検討路線

（平成28年4月交通政策審議会答申路線）

- ・ 埼玉高速鉄道線の延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）
- ・ 東京12号線（大江戸線）の延伸（光が丘～大泉学園町～東所沢）
- ・ 東京8号線の延伸（押上～野田市）

（答申外路線）

- ・ 日暮里・舎人ライナーの延伸
- ・ 多摩都市モノレールの延伸

2 新大宮上尾道路など直轄国道等の整備推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 県土整備政策課

◆提案・要望

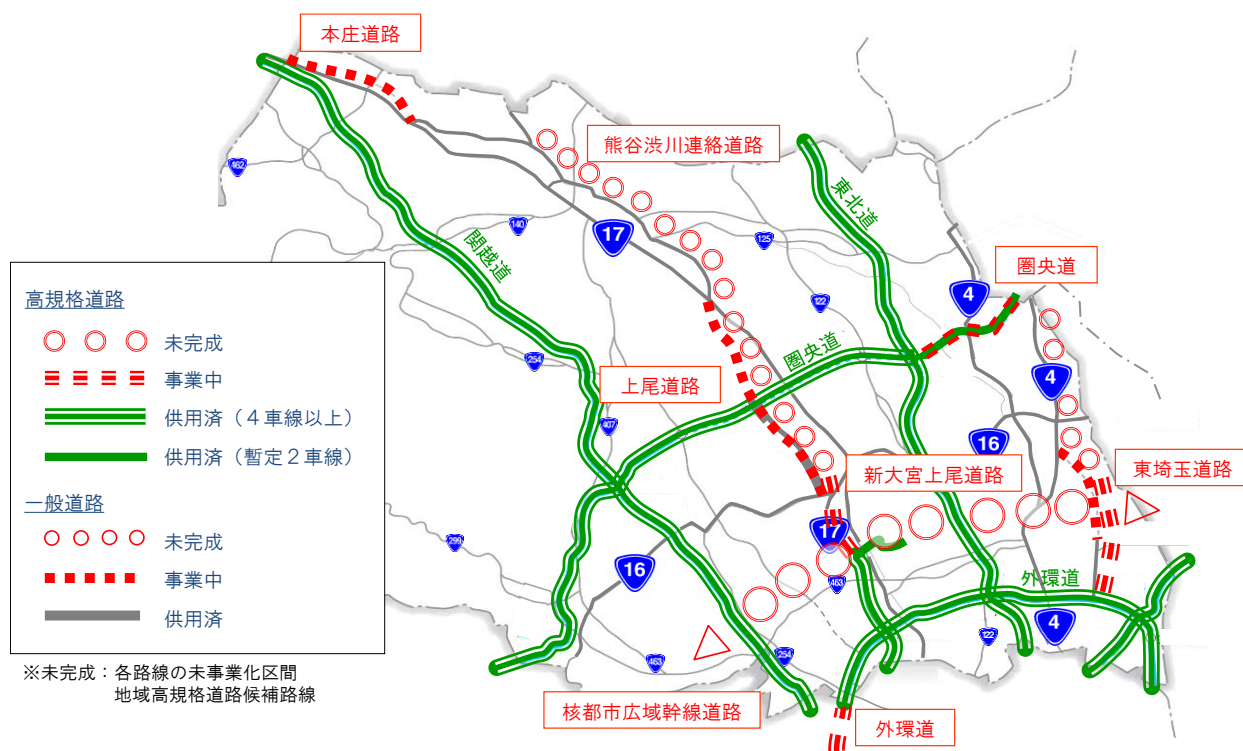
- (1) 新大宮上尾道路の事業中区間（与野～上尾南）の整備を推進するとともに、未事業化区間のうち、まずは上尾南～圏央道を早期に事業化すること。
事業中区間：与野～上尾南 L=8.0km
未事業化区間：上尾南～圏央道 L=7.0km、圏央道～鴻巣市箕田 L=10.0km
- (2) 東埼玉道路（国道4号）の事業中区間である自動車専用部及び一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号））の早期事業化、更に圏央道までの地域高規格道路候補路線の計画を早期に具体化すること。
事業中区間：（自動車専用部）八潮市八條（外環道）～北葛飾郡松伏町田島 L=9.5km
（一般部）吉川市川藤～春日部市水角 L=8.7km
未事業化区間：（自動車専用部）北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号） L=8.1km
※（一般部）八潮市八條（外環道）～吉川市川藤 L=5.7km供用済
- (3) 圏央道の久喜白岡JCT以東の暫定2車線区間を早期に4車線化すること。
- (4) 圏央道と外環道との間の地域高規格道路である核都市広域幹線道路について、埼玉新都心線から東北道間における概略計画の検討を推進するとともに、その他の区間における地域特性や交通課題の分析を推進すること。
- (5) 首都圏道路網の骨格を形成する直轄国道（上尾道路、本庄道路）の整備を推進すること。
 - ・上尾道路（国道17号）
事業中区間：さいたま市西区宮前町（国道16号）～鴻巣市箕田（国道17号） L=20.1km
※I期区間（国道16号～圏央道）L=11.0km供用済（一部暫定2車線）
 - ・本庄道路（国道17号）
事業中区間：深谷市岡（深谷BP）～高崎市新町（群馬県境） L=13.1km
- (6) 地域高規格道路である熊谷渋川連絡道路の計画を早期に具体化すること。
- (7) 新大宮上尾道路や東埼玉道路などは、平常時及び災害時における国全体の高速道路ネットワークの強化に資する事業であることから、早期開通のための十分な事業費を確保すること。
- (8) 外環道の残る事業中区間（大泉JCT～東名JCT）の整備推進および、東名JCT以南の計画の具体化を図り、環状道路としての整備効果の早期発現を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県内の直轄国道等では、未整備区間が数多く残されており、国道17号新大宮バイパスや国道4号などにおいて慢性的な激しい渋滞が発生している。
- ・ 地域経済の活性化や防災上の観点からも未整備区間の一日も早い完成が必要である。

◆参考

○本県の直轄国道等の整備状況



3 幹線道路網の整備推進



要望先 : 国土交通省

県担当課 : 県土整備政策課、道路街路課

◆提案・要望

重要物流道路制度に基づき、本県の物流上重要な道路を指定するとともに、県が実施する補助国道、主要地方道など幹線道路網の整備推進に必要な財源を確保すること。

【具体的内容】

(1) 重要物流道路の追加指定

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路を「重要物流道路」に追加指定した上で、整備に必要な財源を確保すること。なお、追加指定に際しては県の意見を十分に反映すること。

- ・一般国道122号（(都) 日光東京線）
- ・一般国道125号（加須羽生バイパス）
- ・一般国道254号（和光富士見バイパス、和光バイパス）
- ・主要地方道越谷野田線
- ・一般県道川越北環状線 等

(2) バイパス整備や多車線化による幹線道路網の整備

円滑な交通の確保を図り、誰もが豊かさを実感できる県土づくりを進めるため、県土をネットワークする道路の早期整備に必要な財源を確保すること。

- ・西関東連絡道路（一般国道140号大滝トンネル、長尾根バイパス）
- ・主要地方道越谷野田線（田島）等

(3) 成長を支える県内道路の整備

高速道路の整備効果を最大限に活用するため、インターチェンジに短時間でアクセスできる道路の整備や産業拠点へのアクセス道路の整備に必要な財源を確保すること。

- ・一般国道407号（鶴ヶ島日高バイパス）
- ・主要地方道東松山鴻巣線（吉見町）等

(4) 隣接都県との道路ネットワーク強化

隣接都県との人の交流や物流の活性化を図るとともに、災害発生時の避難路・輸送路の確保のため、隣接都県と未接続となっている道路整備に必要な財源を確保すること。

- ・一般国道254号（和光富士見バイパス、和光バイパス）
- ・一般国道125号（加須羽生バイパス）
- ・(都) 日光東京線（川口市）
- ・(都) 放射7号線（新座市）
- ・(都) 保谷朝霞線（新座市）
- ・(都) 飯能所沢線（所沢市）

(5) 鉄道との立体交差化による渋滞の解消

鉄道との踏切等で発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、踏切の立体化などの整備に必要な財源を確保すること。

- ・東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部市） 等

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県には東北縦貫自動車道・関越自動車道・常磐自動車道などの高速道路が整備されている。より円滑な移動を実現するためには、相互の結び付きの強化やインターチェンジへのアクセス向上を図る必要がある。
- ・ 高速道路を補完する幹線道路では交通量の増加に道路の整備が追いつかず、県内各地で渋滞が発生している。このため、混雑時の走行速度は全国ワースト4位にとどまっている。
- ・ また、補助国道などの主要な幹線道路は、平常時及び災害時における国全体の道路ネットワークの強化に資する事業であることから、重要物流道路として指定し、早期に開通させる必要がある。
- ・ このような状況から、上記の幹線道路網の整備を強力に推進する必要がある。

4 スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 交通利便性の向上や地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジを早期に整備すること。また、スマートインターチェンジの整備推進に当たり、地元負担を軽減するための助成制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。
 - ・三芳スマートインターチェンジ（フル化）
 - ・蓮田スマートインターチェンジ（フル化）
 - ・三郷料金所スマートインターチェンジ（フル化）
- (2) ドライバーの負担軽減のため、サービスエリア及びパーキングエリアに大型車用駐車スペースを確保するなど、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。
 - ・東京外環自動車道（仮称）外環八潮パーキングエリア
 - ・首都圏中央連絡自動車道 狭山パーキングエリア
- (3) 新たな料金体系導入による交通状況の変化や償還計画への影響など検証した上で、引き続き一体的で利用しやすい料金体系の構築に取り組むこと。
- (4) ビックデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。
- (5) ポストコロナ時代を踏まえ、料金収受員や利用者に対する感染リスクの軽減や料金收受コストの軽減につながるETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を更に推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉県内の圏央道が全線開通するなど、首都圏の高速道路ネットワーク整備は進展している。一般道の交通負荷軽減や地域活性化、物流効率化のため、スマートインターチェンジの整備を推進するなど、高速道路を最大限有効活用すべきである。
- ・ 平成28年4月から新たな料金体系が導入され、会社間の料金体系の整理・統一が図られ、起終点を基本とした継ぎ目のない料金が実現するとともに、利用者の急激な負担増に配慮し、激変緩和措置が講じられている。
- ・ 国土交通省や高速道路会社は、令和2年12月17日に社会資本整備審議会国土幹線道路部会の『「持続可能な国土幹線道路システムの構築に向けた取組」中間とりまとめ』において、料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を計画的に推進すべきであると示されたことを踏まえ、導入手順や概成目標時期を明示したロードマップを策定し、公表した。
- ・ 県内の首都高速道路（株）及び東日本高速道路（株）の料金所（5箇所）が令和4年4月1日（浦和南（上）、安行は令和4年3月1日）にETC専用料金所としての運用が開始された。

5 人口減少社会におけるまちづくり



要望先：内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、
資源エネルギー庁、国土交通省、環境省

県担当課：エネルギー環境課、市街地整備課

◆提案・要望

インフラ更新や公共交通・エネルギー等の効率的利用を進め、将来における財政負担を縮減する取組を支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の人口は2020年（令和2年）をピークに減少に転じ、75歳以上の人口は2015年（平成27年）から2030年（令和12年）までの15年間で約1.6倍の約128万人増加すると見込まれており、異次元の高齢化と呼べる状況を迎えている。
- ・ 急速な人口減少と高齢化により、労働力不足、財政硬直化、医療・介護・子育て・教育サービスの低下、インフラ更新・公共交通維持費用の不足、空き家・空き地増加など、様々な課題が顕在化し、地域産業や都市の活力低下が懸念される。また、想定を超える大規模水害など、頻発する災害への対応も求められる。
- ・ これらの課題を解決するためコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を含む、地域特性に応じたまちづくりを行う市町村を県が支援する「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進している。
- ・ 居住や都市機能を集積し、インフラ更新や公共交通・エネルギー等の利用を効率的に進め、「密度の経済」を発揮することで、生活利便性の向上、地域経済の活性化、行政コストの削減をもたらし、超少子高齢化によって生じる様々な課題の解決を図っていく。
- ・ また、コンパクトなまちにおいてエネルギーの効率化を図ることは、脱炭素の取組にもつながる。
- ・ しかし、こうしたまちづくりには一時的に多額の財政負担が生じることが課題となっている。また、規制の緩和など制度的な支援やノウハウの提供も必要である。

6 森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保



要望先：農林水産省、林野庁
 県担当課：森づくり課

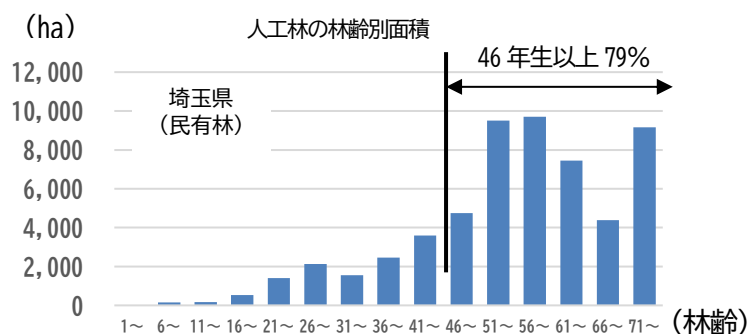
◆提案・要望

森林の循環利用による地球温暖化防止への貢献等、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生以上の森林が約8割となるなど、「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- ・ 皆伐・再造林による森林の循環利用が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- ・ このため、国の助成制度を活用し皆伐・再造林を強力に進め、森林の循環利用を図っていく必要がある。
- ・ また、令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税は、森林所有者が経営管理できない森林や、所有者不明の森林等のうち、奥地など条件不利により意欲と能力のある林業経営体へ経営管理を委託できない森林において、市町村が所有者に代わり整備する費用に充てられるものである。
- ・ 整備費用に森林環境譲与税を充てられない森林においては、引き続き国の助成制度を活用して間伐等を適正に行い、公益的機能の維持・発揮をさせていく必要がある。
- ・ 従って、国の森林整備に関する助成制度の継続と必要な予算の確保は、県における森林整備を今後も適正に進めていくために必要である。

◆参考



1年当りのおおよその炭素吸収量

(単位：ト/ha・年)

| | 20年生 前後 | 40年生 前後 | 60年生 前後 | 80年生 前後 |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| スギ | 3.3 | 2.3 | 1.1 | 0.8 |
| ヒノキ | 3.1 | 2 | 1.1 | 0.3 |
| 天然林 広葉樹 | 1.4 | 1 | 0.3 | 0.1 |

出典：(独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点